

配送業務作業基準（学校給食）

1. 概要と目的について

令和9年3月17日から同年9月30日までの間、十四山西部小学校の給食調理室を増改築するため、調理室は使用できない。その間、十四山西部小学校の児童が今までと同様に安全安心に給食を食せるよう、十四山東部小学校で調理した給食を提供することを目的とする。

そのため十四山東部小学校で調理した給食及び使用する給食食器類を十四山西部小学校へ配送し、また使用済みの食器類を回収し、十四山東部小学校へ配送すること。

2. 配送実施期間等

(1) 令和9年3月17日から同年9月30日

ただし、試走等の業務準備期間を含む。実際に給食を配送する具体的な日付けは未定である。また期間についても、変更の可能性があるが、教育委員会と協議をし柔軟に対応すること。

また、試走に係る人件費、燃料費等は受託者の負担とすること。試走については令和9年3月1日以降とし、この間の任意保険は受託者で加入すること。

(2) 準備等に要する一切の費用については受託者の負担とする。

3. 業務内容等

十四山東部小学校で調理された学校給食の十四山西部小学校への配送業務並びに車両管理業務を、配送回収計画等に基づき、委託者が管理する配送車両を使用し、次の業務を実施する。

(1) 配送業務

① 配送用コンテナの積込み

食器・食缶等が格納された配送コンテナを指定された車両に積込む。

② 配送

指定された配送コンテナを十四山西部小学校へ配送し、配膳室へ搬入する。この際、「範入搬出記録簿」へ必要事項を記載する。

(2) 回収業務

① 配送コンテナの積込み

配膳室から配送コンテナを配送車両に積込み、十四山東部小学校の調理室へ搬送する。

② 積降ろし

回収した配送コンテナを調理室へ積降ろす。

(3) 配送車両管理業務

① 日常の点検整備、清掃、終業時点検の実施を行うこと。また、必要に応じて配送車の燃料の給油を行う。

② 毎回業務終了後、車内の消毒清掃（アルコール等）を行うこと。

4. 配送回収計画

(1) 配送回収計画等の提示

委託者は、配送回収計画等を作成し、それぞれの時期に受託者へ提示する。

種類	提示時期
配送回収基本計画（学校給食予定日数・配送コンテナ数等）	実施2月前
配送回収計画（学校給食予定日等）	実施前月末
配送回収計画変更指示書	当日まで
配送・回収の経路・時刻表	実施2月前

(2) 配送回収基本計画及び配送回収計画

配送回収計画については、学校行事等により変更を行うこともある。学級閉鎖、各種警報等やむを得ない場合は、当日に配送回収計画の変更を指示する場合もある。

(3) 業務時間

業務時間は、配送・回収の経路・時刻表に基づくものとする。

(4) 給食時間変更の対応

学校行事等のため、給食時間の変更のある場合は、適切に対応すること。

5. 実施体制

受託者は、業務が円滑に実施できるよう次の者を配置すること。また、緊急時等に速やかな対応を行うことのできるよう、業務時間内においては、常時連絡可能な状態とすること。

(1) 業務責任者（1名）

業務全般を掌理し、従事者を指揮監督する業務責任者を1名配置する。

(2) 運転業務従事者（1名）

配送回収基本計画に基づき、配送車両の運転に必要な運転業務従事者を配置する。運転業務従事者は、業務に支障がないと認められる場合は、業務責任者と兼ねることができる。

(3) 配送補助作業員（1名）

補助作業員として車両1台に1名を配置すること。

(4) 配膳室管理作業員（1名）

配送先にて食器・食缶を受取りワゴンに配膳をし、使用後はそれらを回収する業務に従事する者を1名配置する。

6. 業務従事者の遵守事項

(1) 業務従事者は、配送開始10分前には事前に車両の点検及び業務連絡を終え、業務に支障のないように万全を期すこと。

(2) 業務従事者の服装は、常に食品の運搬に適した清潔な白衣、帽子、ドライシューズ、マスク、手袋等を着用すること。なお、白衣等に係る費用は受託者の負担とする。

(3) 配送・回送途上において、学校への予定到着時刻に遅れる事由が発生した場合等には、速やかに学校に連絡し、指示を仰ぐこと。

(4) 業務従事者は、交通法規を遵守し、交通安全に務めること。特に、学校敷地内及び通学路においては、学校長の指示に従い、児童に最大限の注意を払い、事故防止に努めること。

7. 配送車両（委託者が管理する配送車両）

(1) 委託者が管理している配送車両について

平成20年10月登録 トヨタハイエース 1台（名古屋 331 つ 8103）

型式 CBA-TRH214W

車体の形状 ステーションワゴン

AT 車

燃料：ガソリン

(2) 使用制限

車両は、本業務以外に使用してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 配送車両の駐留

配送車両は委託者が指定した場所に駐留すること。

(4) 受託者は、車両故障や交通事故発生等の緊急時に代替車両を速やかに手配すること。また、受託者に起因する車両故障や交通事故等に係る使用車両の修繕料や代替車両の借上料等その他の経費については、受託者の負担とする。

(5) 受託者は、給食配送に関する業務中の事故については、第三者が被った損害に対応できるよう、配送車両について、対人・対物は無制限、車両保険は時価、搭乗者損害の自動車任意保険に加入しなければならない。

8. 費用の負担

(1) 委託者が負担するもの

車両管理費、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、車検に係る費用のみとする。

(2) 受託者が負担するもの（委託料に含まれるもの）

(1) に係るもの以外の一切の経費（下記参照）

① 人件費

② 任意保険

③ 消耗品費

④ 燃料費

⑤ その他諸経費

⑥ 一般管理費

⑦ その他必要となる費用

9. その他

(1) 業務内容の変更については、委託者との協議により業務を遂行すること。

(2) 本仕様書は業務の大要を示すもので、定めのない事項であっても本仕様書に付随する業務は誠意をもって実施すること。

